

議員提出第4号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和3年3月23日

提出者

足立区議会議員	かねだ	正
同	古性	重則
同	長井	まさのり
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	吉岡	茂
同	たがた	直昭
同	岡安	たかし
同	くぼた	美幸
同	長谷川	たかこ
同	はたの	昭彦
同	工藤	哲也

足立区議会議長 鹿 浜 昭 様

(提案理由)

足立区組織条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和 3 1 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「資産管理部」を「施設営繕部」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に総務委員会の委員である者は、この条例による改正後の足立区議会委員会条例第 2 条第 2 項第 1 号に定める総務委員会の委員になるものとし、当該委員の任期は、この条例による改正前の足立区議会委員会条例第 2 条第 2 項第 1 号に定める総務委員会の委員の残任期間とする。